特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の運営規程参考例

「◎◎（事業所名称）」運営規程

　（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社＊＊が開設する◎◎（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定特定福祉用具販売事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

３　指定特定介護予防福祉用具販売事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　◎◎

　二　所在地　前橋市○○町○－○－○（○○ビル○階）

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　１人（常勤職員）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

　二　福祉用具専門相談員　○人以上

　　　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成、特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等を行い、指定特定福祉用具販売等の提供に当たる。

　三　事務職員　○人以上

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

　二　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　（指定特定福祉用具販売等の提供方法）

第６条　指定特定福祉用具販売等の提供方法は、次のとおりとする。

　一　特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

　二　販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

　三　利用者の身体の状況に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

　（取り扱う種目）

第７条　指定特定福祉用具販売等において取り扱う種目は、次のとおりとする。

　一　腰掛便座

　二　自動排せつ処理装置の交換可能部品

　三　入浴補助用具

　四　簡易浴槽

　五　移動用リフトのつり具

　（販売費用の額等）

第８条　指定特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用の額は、別に定める料金表に記載されている額のとおりとする。

２　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１ｋｍ当たり○○円とする。

３　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用は、その実費を徴収する。

４　前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○市及び○○町の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

　一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

　二　虐待の防止のための指針の整備

　三　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

　四　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

　（その他運営についての重要事項）

第１１条　事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。